注１　肩文字「注１」が付されている容器にあっては、容器検査を必要としない。

２　氷又はドライアイスを冷却剤として使用する場合には、二次容器の外側であって、外装容器又はオーバーパックの内側に置かなければならない。

３　氷又はドライアイスを冷却剤として使用する場合には、一次容器及び二次容器は、使用する冷却剤の温度においても、冷却剤が効果を失った場合の温度及び圧力においても、それらの元のままの状態を保つものでなければならない。

４　氷が溶け出し、又はドライアイスが気化し出した後、その原位置に第二次容器を保持するための内部支持物を設けなければならない。

５　氷が使用される場合には、当該氷を収納する外装容器又はオーバーパックは漏れ防止型のものでなければならない。

６　ドライアイスを使用する場合には、容器は圧力の増加を防ぐために二酸化炭素ガスの放出を可能にしなければならない。

７　ドライアイスを使用する場合には、外装容器又はオーバーパックに「ドライアイス」若しくは「固形二酸化炭素」(本邦各港間において運送する場合に限る。)又は「Dry ice」若しくは「Carbon dioxide, solid」と表示すること。

８　外装容器には、次の表示を見やすい箇所に付すこと。(ふちの線の太さは２ミリメートル以上、一辺の大きさは５センチメートル以上、文字及び数字の高さは６ミリメートル以上とする。)



別表第１備考６(3)(i)ＩＢＣ０４の表中「、21N、31A、31B又は31N」を「又は21N」に改める。

別表第１備考６(3)(i)ＩＢＣ０５の表中「21N、31A、31B、31N」を「21N」に、「31H１、31H２、11HＺ１、21HＺ１又は31HＺ１」を「11HＺ１又は21HＺ１」に改める。

別表第１備考６(3)(i)ＩＢＣ０６の表中「21N、31A、31B、31N」を「21N」に、「21H２、31H１、31H２」を「21H２」に、「、21HＺ２、31HＺ１又は31HＺ２」を「又は21HＺ２」に改め、同表中注１を次のように改める。

注１　収納する危険物（容器等級Ⅰのものに限る。)が運送中に液体状になるおそれのある場合には収納してはならない。また、収納する危険物（容器等級Ⅰのものを除く。)が運送中に液体状になるおそれのある場合には、11HＺ２及び21HＺ２に収納してはならない。

別表第１備考６(3)(i)ＩＢＣ０６の表中注２を削り、注３を注２とする。

別表第１備考６(3)(i)ＩＢＣ０７の表中「21N、31A、31B、31N」を「21N」に、「21H２、31H１、31H２」を「21H２」に、「21HＺ２、31HＺ１、31HＺ２」を「21HＺ２」に改め、同表中注２を次のように改める。

２　収納する危険物（容器等級Ⅰのものに限る。)が運送中に液体状になるおそれのある場合には収納してはならない。また、収納する危険物（容器等級Ⅰのものを除く。)が運送中に液体状になるおそれのある場合には、11HＺ２、21HＺ２、11C、11D及び11Fに収納してはならない。

別表第１備考６(3)(i)ＩＢＣ０８の表中「21N、31A、31B、31N」を「21N」に、「21H２、31H１、31H２」を「21H２」に、「21HＺ２、31HＺ１、31HＺ２」を「21HＺ２」に改め、同表中注１を次のように改める。

注１　収納する危険物（容器等級Ⅰのものに限る。)が運送中に液体状になるおそれのある場合には収納してはならない。また、収納する危険物（容器等級Ⅰのものを除く。)が運送中に液体状になるおそれのある場合には、11HＺ２、21HＺ２、11G、11C、11D、11F、13H１、13H２、13H４、13H５、13L１、13L２、13L３、13L４、13M１及び13Mに収納してはならない。

別表第１備考６(3)(i)ＩＢＣ５２０の表中

過酢酸 （安定剤入りのもの） （濃度が17質量%以下のものに限る。）	31H１ 31HA１ 31A	1500		

を

過酢酸 （安定剤入りのもの） （濃度が17質量%以下のものに限る。）	31H１ 31H２ 31HA１ 31A	1500		

に

改め、同表注２の次に注３として次のように加える。

３　第25条の５第２項第１号から第３号までに規定する容器等級Ⅱの危険物を収納する容器に係る要件に適合するものであること。

別表第１備考６(4)(i)中「ＩＭＯタンク及びＵＮタンク」を「タンク」に改める。

別表第１備考６(4)(ii)2)③中「大型金属容器」を「ポータブルタンク」に改める。

別表第１備考６(4)(ii)3)①中「ＩＭＯタンク及びＵＮタンク」を「タンク」に改め、同③に次のただし書を加える。

ただし、通常の運送状態における温度において固体である危険物は、①の要件に適合する底部開口が設けられているポータブルタンクに収納して運送することができる。

別表第１備考６(4)(v)を次のように改める。

(v)　平成22年12月31日までに製造されたポータブルタンク（Ｔ50及びＴ75を除く。)であって、7,500リットル以下の区画に区分されたものは、規則第113条の規定による容器検査を受けるときまでに第25条の６第７号の規定により表示する第７号様式の表示中「Tank water capacity at 20℃」及び「Water capacity of compartment at 20℃」の欄の右側に記号Ｓを追加すること。